

### 3 合併基本4項目

合併をするに当たり、決めておかなければならない項目のうち、特に重要となる基本項目です。法定協議会が設立されましたら、まず協議される項目であります。

#### (1) 合併の方法

新設（対等）合併と編入（吸収）合併の二とおりがあります。

どちらを選択するかにより、新しい市の取扱いや市町村長及び議員の身分が変わってきます。

#### (2) 合併の期日

合併を行う期日を決定します。

年度末に行うのか、年度途中に行うのかにより事務事業の取扱いが変わってきます。合併特例法の法期限が平成17年3月31日で切れるため、合併時の事務処理の引継ぎを円滑にするため、協議会のスケジュールでは平成17年1月を予定しています。

#### (3) 新市の名称

合併後の市の名前を決めます。

法律上は、特に規定がないため、基本的には自由に定めることができます。名称を定める方法については、あくまでも協議会の中で協議して定めるのか、住民の意向を聞いて定めるのかの二とおりです。

#### (4) 事務所の位置

新市として事務を取り扱う場所です。機能的、効率的な観点から決めます。

しかし「周辺部は廃れてしまうのではないか」あるいは、「周辺部のサービスが低下するのではないか」などの懸念に対応し、現市町村の庁舎・支所等は何らかの形で残すかどうかを検討する必要があります。